



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

ドライブエージェント パーソナル(DAP)

自動車

ドライブエージェント パーソナルは「事故発生の通知等に関する特約」をご契約いただいたお客様にご提供するテレマティクスサービスです。



もしもの事故も、いつもの安心も。
ドライブレコーダーが見守ります。



Drive Agent
Personal

＼「安心・安全」をお届けする3つのサービス／

「いざ」
という時も

高度な事故対応サービス

日常の
運転中も

事故防止支援サービス

ご契約の
更新時も

安全運転診断サービス

＼動画でもご案内しています！／

端末にてご提供する
サービスの実例に
ついて (11分54秒)



サービスの概要に
ついて (3分30秒)



お客様の安心・安全なカーライフのために

東京海上日動オリジナルドライブ 先進的なサービスをご提供します

お客様のお車に

オリジナルドライブレコーダーを取り付け

端末はドライブエージェント パーソナル特約をご契約のお車に取り付けてください。



原寸大



Drive Agent
Personal

東京海上日動オリジナルドライブレコーダーの特徴

- ・映像を鮮明に記録
- ・自動で事故連絡&通話も可能
- ・事故時の映像を自動送信
- ・常に最新版に自動アップデート

これらのサービスを特約保険料

ドライブエージェント パーソナル特約をご契約いただくと通信機能付きオリジナルドライブレコーダーをお届けします。

お申込みは始期日の2週間以上前までにお願いします。

早期にご契約いただいた場合にも、端末は始期日の1か月前から順次お届けします。

*保険期間1年で分割払(分割割増あり)の場合の月払保険料

レコーダーを活用した

3つのサービスで お客様に安心・安全をお届けします

1 高度な事故対応サービス

いざという時、自動で事故連絡。
端末を通じて通話もできます。

衝撃を検知しました。
事故受付センターに連絡しています。



事故受付センター(救急対応担当)

*提携企業の株式会社プレミア・エイド

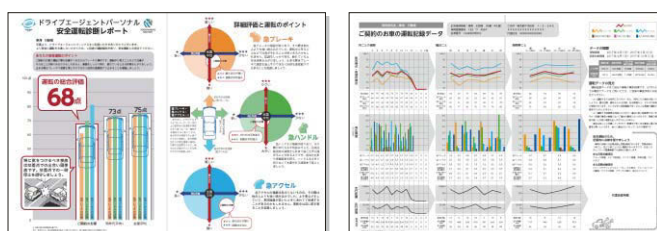
2 事故防止支援サービス

お客様の運転状況をもとに、
リアルタイムに注意喚起します。



3 安全運転診断サービス

お客様の運転特性をもとに
専用のレポートをご提供します。



650円^{*}(月額) でご利用いただけます。

ご利用にあたっての注意事項

■本サービスの利用にあたり、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」をよくお読みください。

規約は東京海上日動(以下、「弊社」といいます)ホームページ(URL:http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf)からもご確認くださいませ。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。またトータルアシスト自動車保険・トータルアシスト超保険・TAP(ノンフリート契約)のご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

■本サービスは、車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が発揮できない場合があります。

●端末が、GPS(全地球測位システム)の電波を受信できない時や、屋内、地下駐車場、山間部、トンネル内、ビルの陰等電波の届きにくい場所にある時 ●端末が株式会社NTTドコモのLTE/3G通信のサービスエリア外、または電波の弱い場所にある時(国外はサービス対象外)

■端末は事故時の衝撃を検知して発報等を行っておりますが、事故検知や事故連絡ができない等、その機能が発揮できない場合があります。

●端末が一定の衝撃(例:時速20km程度以上で運転中にフルブレーキを踏んだ時)を検知しなかった時 ●事故時の衝撃により、端末が破損し、正常に作動しない時 ●エンジンが停止した(ACCがOFF)状態の時、または、始動直後で端末が認証中もしくはアップデート中の時 ●事故時にシガーソケットからシガーライター電源ケーブルが外れ、端末の内蔵バッテリーの充電が足りない時

もしもの事故時は

高度な事故対応サービスでサポ

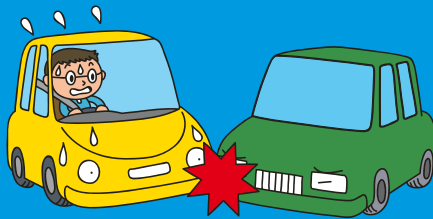
1 事故対応サービス

事故対応の流れ

端末が強い衝撃^{*1}を検知

- ・音声メッセージにより衝撃検知をドライバーに通知

*1 エアバッグが作動する程度の事故をした時(例:時速30km程度以上で壁と衝突した時)



※上記未満の一定の衝撃(例:時速20km程度以上で運転中にフルブレーキを踏んだ時)を検知した場合には、お客様ご自身で、端末のボタンから手動で東京海上日動安心110番に事故連絡が可能です(手動発報)。一定の衝撃に満たない場合は、端末からの発報はできません。お手数ですが、携帯電話等で事故連絡をしてください。

自動で事故受付セ

- ・リアルタイムに事故連絡
- ・事故時の映像も自動で

衝撃を検知しました。
事故受付センターに
連絡しています。

もしもDAPがなかったら

人通りの少ない道で
事故により
意識を失ったら
救命対応が遅れてしまう
かもしれません。



もしもDAP

消防や警察への通報、
事故相手の救護が必要です。
事故時の映像が残っていないと
後で**トラブルに発展する**
可能性もあります。

端末の映像について

前方の映像をフルHD*の高画質で常時録画し保存します。

- 約7時間半の録画が可能です(自動で上書きされます)。
- 常時録画中は端末のステータスLEDが赤点灯します(右図参照)。
- 走行中、視界の妨げとならないよう常時録画している映像は端末に表示されません。また端末にmicroSDカードが挿入されていないと録画できません。
- 映像ファイルのフレームレートは15.5fps(1秒間のコマ数が15.5)です。

*1920×1080サイズの高解像度(約200万画素)



ご契約にあたって

「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の特約)」の内容...

ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の特約)の内容...

「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の特約)」では、端末を通じた自動発報により事故連絡があった場合、普通保険約款基本条項第3節第1条に定める「事故発生時の通知」義務が履行されたとみなすこと等を規定します(保険金の支払い事由等の新たな補償は規定していません)。

ご利用いただける条件...

ドライブエージェントパーソナル特約(事故発生の特約)をセットした、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車以外のご契約でご利用いただけます。*3*4。

ートします

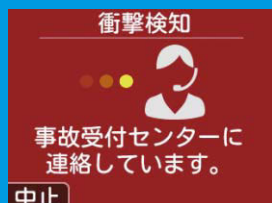
動画でもご案内しています!

自動発報時の通話の様子について
(3分47秒)



ンターに連絡

記録・送信



中止
端末を通じて通話

事故受付・消防へ 連絡

- ・ドライブレコーダーを通じて事故受付
- ・状況に応じて消防等への連絡



事故を確認しました。
お怪我はございませんか?

事故受付センター (救急対応担当*2)

*2 提携企業の株式会社プレミア・エイド

がなかったら



もしもDAPがなかったら

保険会社の連絡先を探し**事故状況等の説明が必要**です。

証券番号等も
伝えられるよう準備して
おかなければいけません。



通知等に関する特約)」について

*3 保険期間3年以内のトータルアシスト自動車保険・トータルアシスト超保険・TAP(ノンフリート契約)のご契約でご利用いただけます。

*4 「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の通知等に関する特約)」の詳細は、弊社ホームページ(URL:http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf)もしくは「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、TAPは「一般自動車保険」、トータルアシスト超保険は「新総合保険 地震保険」のペットネームです。

端末から取得する情報の取扱いについて

弊社は、ドライブエージェントパーソナルの提供のために、端末の送信映像および以下の運転情報を取得します。

走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等

※上記の運転情報等をもとに安全運転診断レポートを作成します。加えて、新規サービス・新商品の開発および研究等にも使用します。また安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用に関し、パイオニア株式会社ならびに自動車技術開発に携わる企業等のうち弊社が提携している企業等への提供ができるものとします。

いつもの運転時も

安全運転サポートで 安心のカーライフを 実現します

動画でも
ご案内しています！
各種警告時の注意喚起
シーンについて(2分36秒)



2 事故防止支援サービス

「危険地点接近警告」

運転中の天候・時間帯およびお客様の運転状況(走行速度・過去の運転特性)をもとに危険地点を予測。お車が接近した場合に音声メッセージと画面表示により、リアルタイムに注意喚起を行います(本サービスは機能のON/OFFの切替が可能です。)



「片寄り走行警告& 前方車両接近警告」

車線逸脱等の片寄り走行や前方車両の接近を検知した際に、音声メッセージと画面表示により注意喚起を行います(本サービスは機能のON/OFFの切替が可能です。)。また、危険挙動(急アクセル・急ハンドル・急ブレーキ)を検知した際にも警告音で注意喚起します。

※端末の取り付け高さが200cmを超える場合、前方車両接近警告機能は動作しません。



走行レーンにご注意ください。

車間距離にご注意ください。

片寄り走行検知



前方車両接近検知



画面表示例

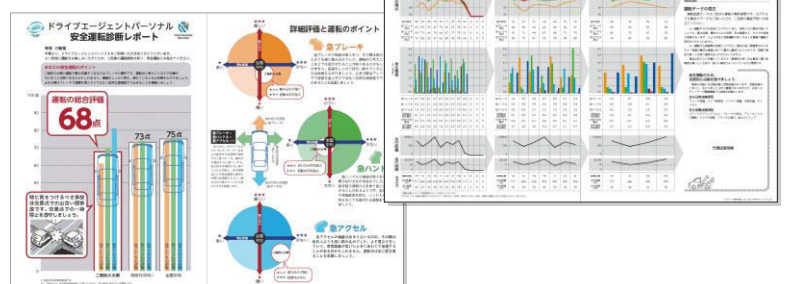
危険挙動



3 安全運転診断サービス

「安全運転診断レポート」

お客様の運転特性をもとに作成したお客様専用の「安全運転診断レポート」を更新時(長期契約の場合は各保険年度における始期応当時)にご提供します。



よくあるご質問(サービスについて)

Q1 ドライブレコーダーが届いて取り付けしたらすぐに使えるの?

始期日または特約ご契約又はセット日以降にサービスをご利用いただけますが、その前でも「常時録画」と「片寄り走行警告&前方車両接近警告」はご利用いただけます。

Q2 市販のドライブレコーダーと何が違うの?

事故受付センターに自動で事故連絡し、通話できる機能がございます。

Q3 (ドライブエージェント パーソナル特約をセットしている) 契約を更新する場合はどうするの?

同じ端末を継続してご利用いただけます。また、端末は、常時ネットワーク接続することにより、内蔵するアプリケーションを自動でアップデートできる仕組みとなっており、今後も順次、新しいサービスをご提供します。

Q4 車を変更する場合はどうするの?

変更のお手続き後にドライブエージェントパーソナル事務局(以下、DAP事務局といいます)より付替え用キットをお届けしますので、新しいお車に付替えをお願いします。

※DAP事務局にご連絡いただければ付替え用キットは事前にお送りすることもできます。



付替え用キット

Q5 端末が故障したらどうすればいい?

DAP事務局へご連絡ください。状況を確認のうえ、新しい端末をお届けします。



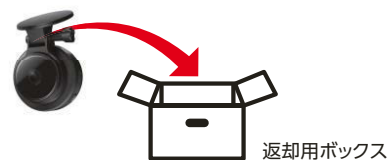
Q6 端末が盗難にあってしまったら?

警察へ届け出の後、DAP事務局へご連絡ください。



Q7 ドライブエージェント パーソナル特約を解約したい場合は?

解約のお手続き後、DAP事務局より返却用ボックスを解約日以降に送付しますので端末等をご返却ください。送付後30日を経過してもご返却いただけない場合、違約金(25,000円)を請求させていただきます。



保険商品の内容に関するお問い合わせは

自動車保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター


 **0120-691-300**

受付時間: 平日午前9時~午後8時、土日祝日午前9時~午後6時
(年末・年始は休業させていただきます)

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-323-523**

受付時間: 平日午前9時~午後8時、
土日祝日午前9時~午後6時(年末年始は除く)

その他のお問い合わせはこちらまで

ドライブレコーダーの取り付け・操作・機能・故障等に関するお問い合わせは

サービスヘルプデスク ドライブエージェントパーソナル事務局

 **0120-009-450**

受付時間: 月曜~土曜の午前9時半~午後6時(日曜・祝日・事務局休業日を除く)

インターネットでのお問い合わせは

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html>

よくあるご質問

Q8

ドライブレコーダーは自分で取り付けるの？

原則、動画（QRコード）または右ページを参考にお客様ご自身で取り付けさせていただきます。お客様ご自身ではお取り付けできないお車の場合は、取り付けサービスも行っています。

※取り付け工事および部品代はお客様のご負担となります。

お客様ご自身ではお取り付けできないお車の例



※写真は一例です

例1

フロントガラス脇のピラーの表面を確認し、【SRS】【AIRBAG】等の表示があるお車の場合



例2

ピラー周囲のゴムをめくることができず、かつピラー表面が布張り等、ケーブル固定用テープが貼り付けられない素材のお車の場合

例3

シガーソケットまたはアクセサリーソケットがないお車の場合

※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。なお、スマートフォンではQRコードを読み込むために専用のアプリが必要となる場合があります。

Q9

DAPを取り付けることで、車の他の取り付け機器に影響がありますか？

端末の取り付け位置や周辺の電装機器によっては、双方の動作に影響が出る場合があります。万が一、ドライブレコーダーがほかの電気機器に影響する場合は、下記にお問い合わせください。

ドライブレコーダーの取り付け・操作・機能・故障等に関するお問い合わせは

サービスヘルプデスク ドライブエージェントパーソナル事務局



0120-009-450

受付時間：月曜～土曜の午前9時半～午後6時（日曜・祝日・事務局休業日を除く）

取り付けの際にご準備いただくもの

クイックスタートガイド



取扱説明書



メジャー



以下に該当するお車はサービスのご提供が困難なためサービス対象外となります。

●お車のフロントガラスにコーティング剤や特殊加工（熱線反射ガラスや断熱ガラス、電波不透過ガラス等）が施されている場合、端末取り付け後、屋外で画面上部のGPS表示が右のように有効になっていることを確認してください。×が表示されていると、電波を受信できない恐れがあります。



●お車のフロントガラスの上部に遮光フィルムが施されており、端末のカメラ部分が遮光フィルムにかかる場合は、ドライブサポート機能や録画品質（映像が青くなる等）に影響する可能性があります。

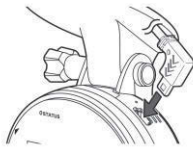
端末の取り付け手順(初期動作確認)

動画でより詳しく説明しています(01:18~)



※取り付け作業は、お車を平らで安全な場所に止め、端末の通信圏内で行ってください。

1 付属のシガーライター電源ケーブルを 端末本体につなげる



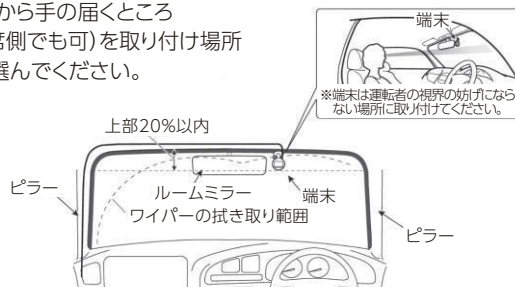
端末右側面上部の穴に
差し込んでください。

2 シガーソケットに シガーライター電源ケーブルの シガープラグを差し込み、エンジンをかける

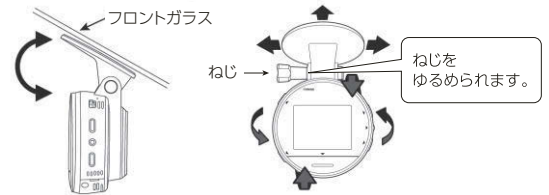
3 端末の画面に表示される車両登録番号が 正しいことを確認する

4 取り付け場所を決める

- フロントガラスの上部20%以内
- 車検ステッカーやルームミラーと重ならない位置
- ワイパーの拭き取り範囲内
- 運転席から手の届くところ
(助手席側でも可)を取り付け場所
として選んでください。



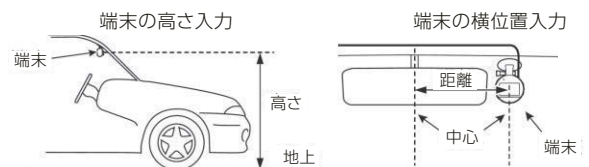
5 端末の向き・角度を調整する



6 端末をフロントガラスに固定する



7 端末の画面に表示される指示に従って、 取り付け位置を入力する



ケーブルの取り付け手順

動画でより詳しく説明しています(05:35~)



※取り付けの前にお車のエンジンを切り、シガーソケットからシガープラグを抜いてください。

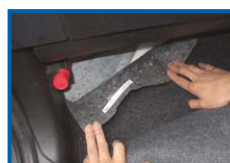
1 フロントガラスの上にケーブルを挟み 端末から伸びるケーブルを、 手でフロントガラスと天井の隙間に 押し込みます。



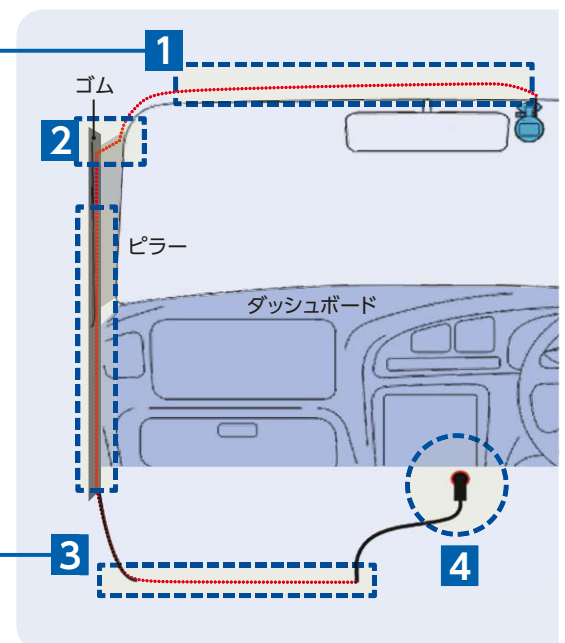
2 ピラーに沿ってケーブルを通します。

ピラー周囲のゴムをめくって隙間が作れる車種とそうでない車種では
取り付け方が異なります。詳しくは「クイックスタートガイド」「取扱説明書」
または動画をご参照ください。

3 フロアマットの下にケーブルを 収めます。



4 シガーソケットにシガープラグを差し込んで 完了です。



ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約

第1条 本規約の目的

本規約は、「事故発生の通知等に関する特約」に基づき、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「当社」といいます)が契約者に貸与する端末等に関する事項を定めたものです。本規約に記載のない事項は当社自動車保険または超保険普通保険約款に準じます。

第2条 用語の定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「端末」とは、当社が契約者(対象車両の購入形態がリースのため、自動車保険または超保険契約の契約者がリース会社等の場合、本規約において契約者は記名被保険者と読替えます)に貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末をいいます。
- (2) 「端末等」とは、当社が契約者に貸与する端末本体、シガーライター電源ケーブル、microSDカード、SIMカードをいいます。
- (3) 「ドライブレコーダー型パーソナル」とは、自動車保険または超保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」を付帯した契約者に貸与する端末等を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
- (4) 「ドライブレコーダー型パーソナル事務局」とは、「ドライブレコーダー型パーソナル」の提供にあたって当社が業務のアウトソーシングを行う外部委託先をいいます。
- (5) 「利用者」とは、契約者および被保険者のうち、端末を利用する者をいいます。
- (6) 「提携先企業等」とは、当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先および当社がドライブレコーダー型パーソナルの提供において提携している企業をいいます。
- (7) 「発報」とは、緊急事態発生時に端末から得られる車両位置等のデータや映像および音声を含む通信をいいます。
- (8) 「自動発報」とは、端末が大きな衝撃を検知して、端末より自動的になされる発報をいいます。
- (9) 「手動発報」とは、端末が一定の衝撃を検知した場合、端末のボタン等の押下操作により、端末よりなされる発報をいいます。
- (10) 「センターシステム」とは、端末が有する機能を提供するためのシステム全般をいいます。

第3条 前提条件

当社は、本規約に同意した上で自動車保険または超保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」を付帯した契約者に対し、端末等を貸与します。当社は、対象車両の自動車保険もしくは超保険もしくは当該保険契約に付帯された「事故発生の通知等に関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効もしくは失効となった場合、本規約を解除します。

第4条 当社が貸与する端末

1. 当社が契約者に貸与する端末の機能は次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「衝撃検知時の発報機能」
事故による一定以上の衝撃を検知したときの提携先企業等への自動発報および手動発報。
 - (2) 「事故時の映像記録機能」
事故発生前後の映像記録ならびに自動発報時の当社および提携先企業等への映像送信。
 - (3) 「安全運転診断機能」
取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供。
 - (4) 「事故防止支援機能」
画像センシング技術を用いた片寄り走行警告、前方車両接近警告、先進運転システムを活用した危険地点接近警告およびドライブレコーダー機能による危険挙動検知・アラート発信。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は端末の機能につきその性能を保証するものではなく、端末等貸与の対象となる車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が十分にまたは全く発揮されない場合があります。
3. 次の各号に掲げる場合には、利用者は端末の機能の一部または全部を利用できない場合があります。
 - (1) センターシステムの保守・工事、障害修理等を実施するとき。
 - (2) センターシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。
 - (3) 端末に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
 - (4) 端末がインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。
 - (5) 端末の使用環境その他事情により、端末の機能を発揮できなくなったとき。
 - (6) 天災、戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生したとき。
 - (7) 前6号の他、当社が端末の機能を停止した方が望ましいと判断したとき。

第5条 端末等貸与の対象車両

端末等貸与の対象車両は、「事故発生の通知等に関する特約」が付帯された自動車保険または超保険契約の目的となる車両であって、不正改造されておらず、原則シガーソケット(またはアクセサリーソケット)が装備されている車両とします。ただし、このうちその他事由により端末を取り付けできない車両は除きます。

第6条 端末等の利用地域

端末等は、前条に定める対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第7条 端末等の貸与期間

1. 端末等の貸与期間は、自動車保険または超保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」が付帯されている期間とします。
2. 契約者は、別途当社が指定する方法および場所にて端末等を受け取るものとします。
3. 天災地変が生じた場合、輸送中の事故もしくは遅延等当社の責めに帰さない事由により端末等を受け渡すことができなかった場合または受け渡しを遅延した場合でも当社は責任を負わないものとします。

第8条 契約者の義務

1. 契約者は、当社から貸与される端末等の取扱いにおいて、利用者に次の各号に定める事項を遵守させるものとします。
 - (1) 端末等を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
 - (2) 端末等を受領した日以降速やかに、対象となる車両に端末等を設置し初期動作確認を行うこと。
 - (3) 取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で端末等を車両に設置すること。
 - (4) 端末等を利用者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、利用者の責任において当該第三者から承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと。
 - (5) 端末等の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社に通知すること。
 - (6) 端末等を紛失した場合は、ただちに当社に通知すること。
 - (7) 端末等が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届出を行い、当社に通知すること。
2. 契約者は、自らの責任において端末等の設置を行うものとします。また、利用者がインターネット上のWebサービスを利用した場合、インターネット利用に係る費用について、契約者がこれを負担するものとします。
3. 契約者は、コンピュータウィルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウィルス駆除ソフト等を自ら導入および活用するものとします。また、契約者は不正アクセスおよびデータの滅失・毀損を防止するため、必要なソフトウェア・ハードウェアについて、セキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。
4. 契約者は、利用者に次項の各号に定める行為を行わせてはなりません。
 - (1) 著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末等を利用する行為。
 - (2) 他の利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為。

- (3) 端末等の分解、改造またはソフトウェアの改変行為。
 - (4) 端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および脱着して他の目的に使用する行為。
 - (5) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
 - (6) 公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームおよびウィルスの伝播ならびにネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。
 - (7) 端末等を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為。
 - (8) 前7号の他、端末等の利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為。
5. 利用者が前項の禁止行為に違反した場合であって、当社、提携先企業等または第三者に損害が生じたときは、契約者はこれを賠償するものとします。

第9条 端末等の交換・返却

1. 当社は、契約者から前条第1項第5号に定める通知を受けた場合は、契約者に代替となる端末等を送付し、契約者は、ドライブレコーダーパーソナル事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に作動しない端末等を当社に返却するものとします。なお、契約者は、当社指定の方法によって返却するものとします。
2. 契約者は、次の各号に定める場合は、ドライブレコーダーパーソナル事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末等の全部または一部を当社に返却するものとします。なお、契約者は、当社指定の方法によって返却するものとします。
 - (1) 対象車両の自動車保険もしくは超保険もしくは当該保険契約に付帯された「事故発生時の通知等に関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効もしくは失効となった場合。
 - (2) 契約者が前条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合。
 - (3) 利用者が、端末等の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合。
 - (4) 契約者の故意または過失により、第三者に端末等を利用させた場合。
3. 契約者は、次の各号に定める場合は、違約金25,000円を当社に支払うものとします。なお、別に定める支払期限内に違約金をお支払いいただけない場合には、自動車保険または超保険契約の保険料払込のために契約者が指定した口座からの振替もしくは登録済のクレジットカードからの決済を行うことがあります。
 - (1) 第1項に際して、利用者の責に帰すべき事由により端末等の破損、故障等が判明した場合。
 - (2) 第1項および第2項に定める返却期限を過ぎても端末等を当社に返却しない場合。
 - (3) 前条第1項第6号または第7号に定める場合であって、利用者の責に帰すべき事由により物理的に端末等を当社に返却することが不可能な場合。

第10条 利用可能な端末等を貸与できなかった場合の対応

当社の責に帰すべき事由により利用可能な端末等を貸与することができなかった場合、当社は、契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われた「事故発生時の通知等に関する特約」の保険料相当額を契約者に返還することとします。

第11条 免責

1. 当社および提携先企業等は、次の各号に定める事由によって契約者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
 - (1) 端末取り付け時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により端末が正常に動作しなかったこと。
 - (2) 契約者が第8条に定める義務に違反したこと。
 - (3) 第4条第2項または第3項に掲げる事由が生じたことおよび第13条に基づく内容変更・廃止。
 - (4) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ(ハードウェア・ソフトウェア)等の障害。
 - (5) 利用者のID・パスワードの盗用等による不正使用。
 - (6) 第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末等の不正利用。
 - (7) 利用者が使用する車両または機器の不具合等。
 - (8) 利用者による初期動作確認が未了の場合。
 - (9) 前8号に定めるほか、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由。
2. 当社は、端末等の利用を通じて利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第12条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

1. 当社は端末等の利用を通じて端末の利用履歴、端末の送信映像および自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)を取得します。
2. 当社は、端末返却後も前項に定める情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権(著作権法第27条および第28条に規定された権利を含む)や所有権が認められる場合には、全て当社に帰属するものとし、利用者は当社およびいかなる第三者に対しても、著作権者人格権を行使しないものとします。
3. 当社、当社の子会社および関連会社は、第1項に定める情報を次の目的で使用します。
 - (1) 第4条第1項の各号に規定する端末の機能に関する内容の履行。
 - (2) 新規サービス・新商品の開発および研究。
 - (3) 当社サービス品質の向上に資する研究。
 - (4) 前3号の利用目的に準ずるまたはこれらに関連する目的。
4. 当社は、前項に定める目的のために、第1項に定める情報を、当社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。
5. 当社は、安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当社がドライブレコーダーパーソナルの提供において提携しているパイオニア株式会社、および自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます)のうち当社が提携している企業等に第1項に定める情報を提供できるものとします。
6. 当社は、第1項に定める情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

第13条 本規約の変更

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、本規約を変更できるものとします。
2. 変更後の本規約は、当社所定の専用サイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者は本規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の本規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。端末等をご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。

第14条 管轄裁判所

端末等の貸与に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 準拠法

本規約の準拠法は日本法とします。

第16条 協議

端末等の貸与に関して疑義がある場合および本規約に定めのない事項については、契約者および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。(附則)

規約制定日:2017年1月1日

修正日:2017年11月1日

事前にご確認いただきたい注意事項

サービスについて

- ドライブレコーダー型テレマティクス端末(以下、「端末」といいます)を貸与する対象のお車は、「ドライブエージェント パーソナル特約(事故発生の通知等に関する特約)」(以下、「本特約」といいます)がセットされた東京海上日動(以下、「弊社」といいます)自動車保険または超保険契約のお車であって、不正改造されておらず、シガーソケットまたはアクセサリソケットが装備されているお車とします。
- 端末本体、シガーライター電源ケーブル、microSDカード、SIMカード(以下、「端末等」といいます)の貸与期間は、弊社自動車保険または超保険契約に本特約がセットされている期間とします。
- ドライブエージェント パーソナル(以下、「本サービス」といいます)をお申込みいただくと、ドライブエージェント パーソナル事務局(以下、「事務局」といいます)より端末をご契約者へ送付します。ご契約から端末の送付まで2週間程度を要します。始期日までに端末の到着が間に合わない場合がございますので、始期日から2週間以上前までにご契約のお手続きをお願いいたします。弊社は本サービスを通じて端末の利用履歴、端末の送信映像およびお車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)を取得し、端末返却後も利用できるものとします。また、当該情報に著作権や所有権が認められる場合には、全て弊社に帰属するものとし、端末を利用するご契約者および補償を受けられる方(以下、「利用者」といいます)は弊社およびいかなる第三者に対しても、著作権者人格権を行使しないものとします。
- 本サービスは、自車両や他車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が発揮できない場合があります。
- 端末は事故時の衝撃を検知して発報等を行っておりますが、確実な事故検知、事故連絡を保証するものではありません。
- 端末に録画された映像は事故時にご活用いただけます。一方、本サービスは事故時の過失割合が必ず有利になることをお約束するものではありません。

ドライブレコーダー端末について

端末等がお手元に届きましたら、速やかに対象のお車に取り付け、初期動作確認を行ってください。

- 端末を取り付けるときは、お車の取扱説明書を確認のうえ、自動ブレーキ等の「運転支援システム」の妨げにならない場所を選んで設置してください。
- お車のキーポジションをOFFにしても、端末がスリープ状態にならない車種(常時電源車等)の場合、端末を使用しないときは必ずシガーソケットまたはアクセサリソケットから電源ケーブルを抜いてください。抜き忘れるとお車のバッテリー上がりの原因となります。
- お車のフロントガラスにコーティング剤や特殊加工(熱線反射ガラスや断熱ガラス、電波不透過ガラス等)が施されている場合は、GPSの受信や録画品質に影響する可能性があります。

- 端末の取り付け指定位置およびその他の注意点については、端末等送付時に同梱するクイックスタートガイドならびに取扱説明書をご確認ください。
- 車内や端末周辺の温度が高い場合、以下の製品保護機能が動作します。
 - ー 端末の電源をオンにできない。
 - ー 端末を利用しているときに、電源が自動でオフになる。その場合は温度が十分に下がってから端末の【電源】ボタンを押し、電源をオンにしてください。

ご契約について

- 弊社の責に帰すべき事由により利用可能な端末を貸出しできなかった場合は、ご契約者からのお申出に基づき、弊社から当該期間に支払われた本特約の保険料相当額(月割)をご契約者に返還します。
- 本特約が解約もしくは解除された場合、または本特約がセットされた弊社自動車保険または超保険契約が、無効もしくは失効となった場合、ご契約者は事務局より返却用ボックスをお送りした日の翌日から起算して30日以内に、端末等を弊社に返却してください。返却期限を過ぎても端末等を弊社に返却しない場合、違約金(25,000円)を請求させていただきます。
- 端末等の破損、故障が生じた場合や、盗難・紛失に遭われた際は、速やかに事務局へご連絡ください。また事由発生の原因が利用者の故意・重過失である場合、違約金(25,000円)を請求させていただきます。
- 違約金をお支払いいただけない場合には、本特約がセットされた弊社自動車保険または超保険契約の保険料払込みのためにご契約者が指定された口座からの振替もしくは登録済のクレジットカードからの決済を行うことがあります。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- また、本サービスの利用にあたり、内面に記載の「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」(以下、「規約」といいます)をよくお読みください。規約は、弊社ホームページ(URL:http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf)からもご確認いただけます。
- 規約は弊社の判断により変更されることがあります。変更後の規約は、専用サイト内に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者は規約の変更後も端末を利用し続けることにより、変更後の規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。端末等をご利用の際には、随時、最新の規約をご参照ください。

自動車保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-691-300

受付時間: 平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時

(年末・年始は休業させていただきます)

お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター



0120-323-523

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

受付時間: 平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>